

## 議会関係例規の調整区分と提案議会等（調整方針：鶴岡の例規をベースに作成する）

	例 規 名	施行区分	提案議会	提出（制定）者	備考
1	定例会の回数に関する条例	即時	専決処分後 11月臨時会へ報告	市長職務執行者	
2	定例会招集に関する規則	即時		（市長 職務執行者）	規則
3	会議規則	漸次	11月臨時会	議員	
4	委員会条例	漸次	11月臨時会	議員	
5	傍聴規則	漸次		（議長）	議会規則
6	事務局設置条例	漸次	11月臨時会	議員	
7	事務局規程	漸次		（議長）	議会規程
8	議会だより発行規程	漸次		（議長）	議会訓令
9	議員章及び事務局職員章に関する規程	漸次		（議長）	議会規程
10	政務調査費の交付に関する条例	漸次	11月臨時会（又は12 月定例会）	市長又は議員	提案議会につ いて要検討 （基準日は各月 1日）
11	政務調査費の交付に関する条例施行規則	漸次		（市長）	規則
12	慶弔規程	漸次		（議長）	議会訓令

「議会議員定数条例」は、地方自治法第91条第9項の規定により、合併当初の制定は不要。